

山梨県公報

第七百二十五号

平成十八年

十二月二十五日

月 曜 日

目 次

県代行市町村道改築工事の完了……………九二一
 道路の供用開始……………九二一
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………九二二

訓 令

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………九二二
 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………九二三
 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………九二五

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………九二五

教育委員会

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………九二五
 職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………九二六
 指導力不足等教員に関する諮問委員会規程の一部を改正する訓令……………九二七

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………九二七
 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………九二八
 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………九二九
 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………九二九

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………九一九

その他

山梨県議会議員の勤務時間に関する規程……………九二〇

告 示

山梨県告示第六百十九号

過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。
 平成十八年十二月二十五日
 山梨県知事 山 本 栄 彦

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
大須成岩間線	南巨摩郡身延町大字大塩字番場五〇番の一地先から南巨摩郡身延町大字大塩字横道一六五五番の一地先まで	改良	平成十八年十二月二十五日

山梨県告示第六百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十九年一月十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年十二月二十五日
 山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村大字忍草字大割一六〇〇番の一地先から南都留郡忍野村大字忍草字鶴ヶ池一六一三番の一地先まで	一七八・九	平成十八年十二月二十六日
		南都留郡忍野村大字忍草字高堀六三八番の一地先から富士吉田市大字大明見字白久保二九二〇番地の一地先まで	二五八三・二	
		南都留郡忍野村大字忍草字平山二四二七番の二〇地先から富士吉田市大字大明見字平山道下一二二五番の一地先まで	二七五・八	

山梨県告示第六百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

市蔵	急傾斜地崩壊危険区域		標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十四号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	地番							
一	同	同	同	同	同	同	同	同	八四四
二	同	同	同	同	同	同	同	同	八四四
三	同	同	同	同	同	同	同	同	八四四
四	同	同	同	同	同	同	同	同	八四四
五	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
六	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
七	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
八	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
九	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
十	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
十一	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
十二	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
十三	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八
十四	同	同	同	同	同	同	同	同	八四八

山梨県告示第六百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
平成十七年山梨県告示第三百三十一号中の標柱番号七号と次に掲げる地の土地に設置した標柱番号十九号の標柱を結んだ線、標柱番号十九号から標柱番号二十四号までの標柱を結んだ線並びに標柱番号二十四号、同告示中の標柱番号十二号、標柱番号十一号、標柱番号八号及び標柱番号七号の標柱を順次結んだ線に囲まれた区域	十九	同	同	同	同	同	九〇三二
	二十	都留市	同	同	古川渡	同	九〇一四
	二十一	同	同	同	同	同	九〇一四
	二十二	同	同	同	同	同	八九九地先国有
同	二十三	同	同	同	同	同	八九九地先河川
	二十四	同	同	同	同	同	八九九地先河川

訓令

山梨県訓令第二十一号

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十八年十二月二十五日
 山梨県知事 山本 栄彦
 労働委員会事務局 出先機関 本庁

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
 山梨県職員の勤務時間に関する規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。
 第二条中「午後零時十五分」を「正午」に、「同一時」を「午後一時」に、「四十五分」を「一時間」に改める。
 第三条を削る。
 第四条中「前三条」を「前二条」に改め、「とし、休息時間は午後零時十五分から同零時三十分までの十五分」を削り、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十二号

本 出 先 機 関
 庁 本 機 関
 山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令
 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第六条第三項及び第七条」を「及び第六条第四項」に改める。
 第二条中「、休息时间」を削る。
 別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

職 員	勤 務 時 間	勤 務 態 様 及 び 勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間	週 休 日
一 守衛（本庁）の職に従事する職員	四週間に就いて六十時間（ただし、休憩時間を除く。）	交替勤務とし、勤務時間の割振りは、午前八時から午前零時までとする。	一時間ずつ二回とし、その割振りは、管財課長が定める。	四週間に就いて十六日とし、管財課長が定める。
二 地域県民センターに勤務する職員のうち総合窓口業務に従事する者並びに県立大学、看	一週間に就いて四十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、所長、学長及び校長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長、学長及び校長が定める。	日曜日及び土曜日

三 中央児童相談所（一時保護課に限る。）及び都留児童相談所（一時保護課に限る。）に勤務する職員、甲陽学園に勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する者、あけぼの医療福祉センター（総務課に限る。）に勤務する職員のうち調理業務に従事する者、あけぼの医療福祉センター（成人支援課、児童支援課及び看護科に限る。）、育精福祉センター（児童一寮支援課、児童二寮支援課、成人一寮支援課、成人二寮支援課及び自立支援課に限る。）及び

三 中央児童相談所（一時保護課に限る。）及び都留児童相談所（一時保護課に限る。）に勤務する職員、甲陽学園に勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する者、あけぼの医療福祉センター（総務課に限る。）に勤務する職員のうち調理業務に従事する者、あけぼの医療福祉センター（成人支援課、児童支援課及び看護科に限る。）、育精福祉センター（児童一寮支援課、児童二寮支援課、成人一寮支援課、成人二寮支援課及び自立支援課に限る。）及び	四週間に就いて六十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、所長、園長及び院長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長、園長及び院長が定める。	四週間に就いて八日とし、所長、園長及び院長が定める。
---	---------------------------	--------------------------	-----------------------------	----------------------------

<p>中央病院（医療局第一診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。）に勤務する職員、中央病院（看護部入院看護科に限る。）に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者並びに精神保健福祉センターに勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する職員</p>				<p>四週間に就いて百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）</p>
<p>四 環境科学研究所、水産技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産試験場及び酪農試験場に勤務する職員</p>	<p>四週間に就いて百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）</p>	<p>勤務時間の割振りは、所長及び場長が定める。</p>	<p>一時間とし、その割振りは、所長及び場長が定める。</p>	<p>四週間に就いて八日とし、所長及び場長が定める。</p>
<p>五 食肉衛生検査所に勤務する職員</p>	<p>四週間に就いて百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）</p>	<p>勤務時間の割振りは、所長が定める。</p>	<p>一時間とし、その割振りは、所長が定める。</p>	<p>日曜日及びその期間に就いて定める日曜日以外の四</p>
<p>六 男女共同参画推進センターに勤務する職員</p>	<p>二週間に就いて八十時間（ただし、休憩時間を除く。）</p>	<p>勤務時間の割振りは、館長が定める。</p>	<p>一時間とし、その割振りは、館長が定める。</p>	<p>日曜日（この日が休日である場合はその翌日。以下同じ。）及び館長が四週間ごとの期間に就いて定める月曜日以外の四日</p>
<p>七 あけぼの医療福祉センター及び北病院に勤務する職員のうち自動車運転業務に従事する者</p>	<p>二週間に就いて八十時間ただし、休憩時間を除く。）</p>	<p>勤務時間の割振りは、所長及び院長が定める。</p>	<p>一時間とし、その割振りは、所長及び院長が定める。</p>	<p>日曜日並びに所長及び院長が四週間ごとの期間に就いて定める二の土曜日並びにこれらの日以外の日、所長及び院長が四週間ごとの期間に就いて定める二の日</p>
<p>八 果樹食品流通課に勤務する職員のうち職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号。以下「職員駐在規程」という。）に基づき東京都大田区東海三丁目に駐在する職員</p>	<p>四週間に就いて百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）</p>	<p>勤務時間の割振りは、課長が定める。</p>	<p>一時間とし、その割振りは、課長が定める。</p>	<p>日曜日及び課長が四週間ごとの期間に就いて定める日曜日以外の四日</p>

九 消防防災課に勤務する職員のうち職員駐在規程に基づき甲斐市宇津谷に駐在する職員	四週間にわたって百六十時間（ただし休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、課長が定める。	一時間とし、その割振りは、課長が定める。	四週間にわたって八日とし、課長が定める。
--	----------------------------	-------------------	----------------------	----------------------

十 パスポートセンターに勤務する職員のうち職員駐在規程に基づき甲府市丸の内に駐在する職員並びに中北保健所（衛生課支所に置かれるものを除く。）に限る。）及び衛生監視指導センターに勤務する職員のうち市場の早朝監視業務に従事する職員	一週間にわたって四十時間ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。	日曜日及び土曜日
---	---------------------------	-------------------	----------------------	----------

十一 労政雇用課に勤務する職員のうち地域雇用対策の推進に関する業務に従事する者	一週間にわたって四十時間ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、労政雇用課長が定める。	一時間とし、その割振りは、労政雇用課長が定める。	日曜日及び月曜日
---	---------------------------	-----------------------	--------------------------	----------

附則
この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十三号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出 先 機 関 庁
労働委員会事務局

平成十八年十二月二十五日
山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。
附 則
この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年十二月二十五日
山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年十二月十二日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人 ワーカーズコープおてっと
2 代表者の氏名 新藤美恵子
3 主たる事務所の所在地 甲斐市中下条千八百五十八番地
4 定款に記載された目的
この法人は、少子高齢社会の中で、高齢者や病気の人が、子育て中の親などが快適な生活を送れるよう、生活の自立に役立つ支援事業を行ない、安心してくらせる社会を実現するために貢献することを目的とする。
三 縦覧期間 平成十八年十二月十三日から平成十九年二月十二日まで

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所

- 埋蔵文化財センター
- 県立図書館
- 県立美術館
- 県立博物館
- 県立考古博物館
- 県立文学館
- 県総合教育センター
- 県立学校

職員 委員 長 井 上 一 男

山梨県教育委員会

職員 委員 長 井 上 一 男

職員 委員 長 井 上 一 男

職員 委員 長 井 上 一 男

職員 委員 長 井 上 一 男

山梨県教育委員会訓令第第七号

職員 委員 長 井 上 一 男

山梨県教育委員会

職員 委員 長 井 上 一 男

職員	勤務時間	勤務態様及び 勤務時間の割 振り	休憩時間	週 休 日
県立図書館に 勤務する職員	四週間に ついて百六十 時間（た だし、休 憩時間を 除く。）	勤務時間 の割振り は、館長 が定める。	一時間 とし、その 割振り は、館長 が定める。	月曜日（四 月二十九 日から五 月五日ま での日が 月曜日に 当たる 場合は館 長が四週 間の期間 について 定める月 曜日の一 日、十一 月三日が 月曜日に 当たる 場合は十 一月四日 。以下 この項に おいて 同じ。） 及び館長 が四週 間の期間 について 定める月 曜日以外 の四の日
県立美術館に 勤務する職員	四週間に ついて百六十 時間（た だし、休 憩時間を 除く。）	勤務時間 の割振り は、館長 が定める。	一時間 とし、その 割振り は、館長 が定める。	月曜日（この 日が休 日に当 たる場合 はその翌 日。た だし、四 月二十九 日から五 月五日ま での日が 月曜 日に当 たる場合 は館長 が四週 間の期 間につ いて定 める月 曜日以 外の一 の日。以 下同 じ。）及 び館

県立博物館に勤務する職員	四週間について百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、管長が定める。	一時間とし、その割振りは、館長が定める。	長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の四の日の
県立考古博物館に勤務する職員	四週間について百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、館長が定める。	一時間とし、その割振りは、館長が定める。	月曜日及び館長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の四の日の
県立文学館に勤務する職員	四週間について百六十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、館長が定める。	一時間とし、その割振りは、館長が定める。	月曜日及び館長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の四の日の

附 則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第八号

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県教育委員会
委員長 井 上 一 男

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程の一部を改正する訓令

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

人事委員会

指導力不足等教員に関する諮問委員会規程（平成十五年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県人事委員会
委員長 淺 井 和 夫

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中、「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中、「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、条例第六条第二項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第一項の休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（その配偶者でその子の親であるものが、次のイからハまでに掲げる場合のいずれにも該当する者である職員を除く。第二号において同じ。）がその子を養育する場合

イ 就業していない場合（就業日数が一月について三日以下の場合を含む。）

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にない場合

ハ 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定がなく、又は産後八週間を経過している場合

二 小学校に就学している子のある職員が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えるために赴

く場合
三 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合
第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「定めをし、又は条例第七条第一項の規定により休息時間を置いた場合」を「定めをした場合」に改める。
第八条の二の見出し中「対象とならない職員」を「制限」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第八条の二第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、第三条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する者である職員とする。

第八条の三第二項中「、休憩時間並びに休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第八条の四第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第八条の九第一項第四号中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

第八条の十一中「第八条の二から第八条の九」を「第八条の三から第八条の九」に、

「第八条の四第一項第三号及び第四号、第八条の七第一項第三号及び第四号」を「第八条の四第一項第三号及び第四号、第八条の五、第八条の七第一項第三号及び第四号」に、

「第八条の二及び第八条の三第一項中」を「第八条の三第一項中」に改め、「、第八条の二第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者（条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護」とを削り、「第八条の

五第一号及び第八条の六第一項中」を「第八条の六第一項中」に改め、「、第八条の五第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」とを削る。

第十二条第三項中「半日を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、二回をもつて一日とし、一時間を単位とする年次有給休暇を日又は半日に換算する場合には、

八時間をもつて一日とし、四時間をもつて半日とする」を「一時間を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、八時間をもつて一日とする」に改め、同項を第四

項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 半日を単位とする年次有給休暇を日に換算する場合には、その休暇が、休憩時間を

はさんで前半の場合には三時間三十分、後半の場合には四時間三十分として計算し、

八時間をもつて一日とする。

第十六条の二第一項第二号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年十二月二十五日

山梨県人事委員会
委員長 浅井和夫

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「休憩時間を置き、又は条例第八条第一項の規定により休息時間を置いた場合」を「休憩時間を置いた場合」に改める。

第七条の二の見出し中「対象とならない職員」を「制限」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第九条の二第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。）を出迎えるために赴く場合とする。

第七条の三第二項中「、休憩時間並びに休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第七条の四第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第九条の二第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第七条の九第一項第四号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第七条の十一中「第七条の二から第七条の九」を「第七条の三から第七条の九」に、

「第七条の四第一項第三号及び第四号、第七条の七第一項第三号及び第四号」を「第七条の四第一項第三号及び第四号、第七条の五、第七条の七第一項第三号及び第四号」に、「第七条の二及び第七条の三第一項中」を「第七条の三第一項中」に改め、「、第

七条の二第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者（条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護」とを削り、「第七条の五第一号及び第七条の六第一項中」を「第七条の六第一項中」に改め、「、第七条の五第二号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」とを削る。

第十五条の二第一項第二号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十・九五」に改める。

附則別表備考以外の部分を次のように改める。

附則別表（附則第二項関係）

支給割合	支給地域
百分の十二・九五	東京都特別区
百分の十・九五	神奈川県横浜市 大阪府大阪市
百分の六・九五	埼玉県さいたま市
百分の三・九五	静岡県静岡市
百分の一・九五	茨城県水戸市
百分の〇・四五	山梨県下全域 長野県長野市及び諏訪市 岐阜県岐阜市

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第三号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休息时间」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十八年十二月二十五日

山梨県監査委員 勝 良 三

同 早 川 正 秋

同 高 尾 堅 一

同 小 林 永 子

○ 甲陽学園

1 監査執行年月日 平成18年5月29日

2 監査対象期間 平成17年度

3 指 摘 事 項 (1) 児童福祉施設費負担金等の調定について、著しく不適切な事務処理があった。

①未調定のものがあった。

②調定金額の算定誤りが複数あった。

③減額調定を行っていなかった。

(2) 納入通知書を納期限後に送付したものがあった。

(3) 雑額金の出納について、著しく不適切な事務処理があった。

①社会保険料について、特別保険料の未納付や報酬支払時の

その他

山梨県議会訓令第三号

山梨県議会議員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十五日

山梨県議会議長 秋 山 隆 信

山梨県議会議員の勤務時間に関する規程

山梨県議会議員の勤務時間に関する規程（昭和三十一年山梨県議会訓令第一号）の全語を改正する。

第一条 山梨県議会議員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

第二条 休憩時間は、正午から午後一時までの一時間とする。

第三条 山梨県職員（勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第五号の規定により、勤務日の勤務時間のうち勤務時間の終わる時刻まで連続する四時間を当該勤務日に割り振ることをやめた場合において）は、前二条の規定にかかわらず、当該勤務日の勤務時間は午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

第四条 特別の勤務に従事する職員については、前二条の規定により難いときは、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

被保険者負担分控除額に誤りがあった。
②労働保険料について、雑入への振替（年2回）が行われていなかった。
③雑部金繰越整理簿が未作成であった。

4 講じた措置 (1) 未測定分については、直ちに測定を行い、平成18年5月24日に納入済みとなっている。

測定金額の誤りについては、平成18年8月末までに適正な負担金額による測定を行うとともに、過大に納付された負担金について返還を行うなどの是正を図った。

減額測定が必要なものについては、平成18年8月末までに減額測定を行った。

(2) 納入通知書については、納期限を踏まえ、時期を失せず送付するためのチェック体制を強化するとともに、関係諸規定の遵守により、適正な管理を図っていくこととした。

(3) 特別保険料の未納分については、被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、納付のための手続きを進めた。

報酬支払時の被保険者負担分控除額の誤りについては、過不足額の特定及び是正のための手続きを進めた。

労働保険料については、平成18年8月29日に一括して振替を行った。

雑部金繰越整理簿については、繰越した雑部金の内訳を確認し、作成した。

社会保険料及び労働保険料の取り扱いに係るチェック体制の強化及び関係諸規定の遵守により、事務処理を適正に行っていくこととした。